

中小企業の VOC 対策支援 中小機構



中小企業基盤設備機構は揮発性有機化合物（VOC）排出抑制対策に取り組む中小企業の支援に乗り出します。専門家による無料相談窓口を月内に設置するほか、高度化融資制度の活用により、VOC排出対策に必要な有害物質処理装置などの設備資金を融資します。

大気汚染防止法の改正を受けて、VOCの排出規制が2006年4月にスタートします。規制は塗装や印刷関連などの事業施設が対象ですが、規制の対象にならないVOC排出規模の施設も自主的に抑制に取り組むことが求められています。しかし高額なVOC処理装置の導入は中小企業には負担が大きいため、人材や資金面など総合的な支援を行うことにしました。

相談窓口では環境安全対応の経営支援専門員7人が規制内容やVOC処理に向けた対策などについて助言します。高度化融資は環境関連融資メニューの一つとして取り組み、構成員4人以上の中小企業組合などが融資の対象となります。

中小機構では今後、関連する業界団体とも連携し、高度化融資の普及に力を入れて行くとのこと。

当社ではVOC排出に関する分析や、作業環境測定を行っていますのでお気軽にお問い合わせください。

資料：2005年9月22日付 日刊工業新聞

機器分析箇所 関善行

事業内容

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| 1 環境管理に伴う調査・測定・化学分析 | 5 土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査 |
| 2 ダイオキシン類に係る濃度計量証明 | 6 労働衛生管理に伴う作業環境測定 |
| 3 ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定 | 7 トータルサニテーション管理 |
| 4 水道法第20条に基づく水質検査 | 8 委託試験・研究・開発 |

